

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟市病院事業管理者 片柳 憲雄

新潟市民病院管理規程第7号

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程（平成20年新潟市民病院管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号ウを次のように改める。

ウ HLA検査料

- (ア) 献腎（死体腎）移植希望患者 公益社団法人日本臓器移植ネットワーク登録検査料 1件につき 10,800円
- (イ) HLA-A, B（血清対応型タイピング） 1件につき 10,150円
- (ウ) HLA-DR（血清対応型タイピング） 1件につき 9,930円
- (エ) HLA-A（DNAタイピング） 1件につき 23,760円
- (オ) HLA-B（DNAタイピング） 1件につき 23,760円
- (カ) HLA-C（DNAタイピング） 1件につき 27,000円
- (キ) HLA-DPB1（DNAタイピング） 1件につき 27,000円
- (ク) HLA-DRB1（DNAタイピング） 1件につき 43,200円
- (ケ) HLA-DQB1（DNAタイピング） 1件につき 27,000円
- (コ) HLA-DQA1（DNAタイピング） 1件につき 19,440円
- (サ) HLA検査採血料 1件につき 270円

第1条第11号を次のように改める。

(11) 授乳指導料

ア 初回 1件につき 4,640円

イ 2回目以降 1件につき 3,990円

第1条第13号を次のように改める。

(13) 新生児保健指導料

ア 初回 1件につき 4,300円

イ 2回目以降 1件につき 3,700円

第1条第28号を次のように改める。

(28) 先進医療料 術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法 原発性乳がん（エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る。） 1件につき 158円

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の規定に基づき徴収した、又は徴収すべきであった使用料及び手数料については、なお従前の例による。